

平成28年9月5日

「ヒトのゲノム編集に関する関連学会からの共同提言について」

一般社団法人 日本ゲノム編集学会
会長 山本 卓

ゲノム編集(Genome Editing)は、人工のDNA切断酵素を利用して、様々な生物において自在に遺伝情報を変化させることのできるバイオテクノロジーです。この技術のインパクトは基礎研究のみならず応用分野での利用価値が高いことにあり、これまで治療法の無かった難病に対する治療法開発などへの応用が期待されています。

特に、ゲノム編集技術を用いた患者本人の体細胞に対する医療応用はまだ研究が始まったばかりであり、実際の医療として花開かせるためには、今後の慎重かつ徹底的な基礎研究および臨床研究の推進が必須のものとなります。

一方で、生殖細胞や胚などにゲノム編集を施し母胎に戻す事に関しては、例え病気の治療や予防が目的であったとしても、現状のゲノム編集技術の水準ではモザイク性やオフターゲット作用といった多くの問題点が危惧されるばかりでなく、次世代以降の子孫へとその影響が受け継がれてしまう可能性があるため、実施すべきではありません。実際、厚生労働省の「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」においても、遺伝子治療臨床研究における生殖細胞および胚の遺伝子改変を禁止しています。

日本ゲノム編集学会は、日本で唯一、世界でも珍しいゲノム編集に特化した学会として、社会に無用な不安を与えず、世間の一般認識と調和した技術としてゲノム編集を広める責任があると認識しています。治療を目的としたゲノム編集技術のあり方については、すでに日本遺伝子細胞治療学会、日本人類遺伝学会、日本産科婦人科学会、日本生殖医学会の4学会が今年4月に下記の共同声明を発表されており、日本ゲノム編集学会としても、この共同声明に賛同することを表明致します。

「人のゲノム編集に関する関連4学会の提言」(平成28年4月22日)

<http://www.jsgt.jp/INFORMATION/statement.htm>

1. 体細胞のゲノム編集は、基礎研究の更なる推進による基盤技術の向上が必要であるが、それをもとにした臨床応用も今後積極的に推進されるべきである。
2. 人の生殖細胞や胚に対するゲノム編集の臨床応用については、全ての医療関係者やあらゆる分野の技術者、研究者に対し禁止する措置をとるよう国に要望する。
3. ゲノム編集技術の限界の把握や将来的な発展に向け、基礎的研究の実施は妨げるべきではない。ただし、人の生殖細胞や胚を用いたゲノム編集の基礎研究実施に関しては、今後慎重かつ速やかに指針等を検討すべきである。
4. 全てのゲノム編集に関わる関連学会は、本技術がどのような技術であるか、その精度や内包する利益、不利益などの詳細について、国民全体による理解を深めるため、相互に連携しながら、ゲノム編集技術の現状と課題に関する正確な情報提供や啓発活動を社会に対して継続して積極的に行っていくべきである。

【本件に関するお問い合わせ先】

学会事務局

一般社団法人 日本ゲノム編集学会

〒602-8048

京都市上京区下立売通小川東入西大路町146番地

TEL : 075-415-3661 Fax : 075-415-3662

E-mail: jsge@nacos.com